

報道機関各位

水稲の有機栽培に取り組む笠間市の農業法人が いばらきみどり認定の県内第1号に！

令和5年4月からみどりの食料システム法に基づく認定制度が茨城県でもスタートし、化学肥料・化学農薬の使用低減などの環境負荷低減の取組拡大を推進しています。
今般、いばらきみどり認定の第1号が下記のとおり認定されましたので、情報提供いたします。

記

1 認定者 穂垂ル里山農場株式会社 代表取締役 生駒祐一郎氏
住所：茨城県笠間市上郷1811番地
連絡先：TEL (090-8681-8342) e-mail:yuichiro@hotaru-kome.jp
※笠間市内で32.5haの水稲を栽培

2 認定日 令和5年7月13日（木）

3 認定者のコメント

私が農業を始めた理由は、自分の生まれた上郷の素晴らしい景観を愛しているからです。この自然をいつまでも残していくために、有機農業で美味しいお米を生産しています。今後も、有機農業を通して美しい上郷の景観を守りたいと思っています。



いばらきみどり認定第1号の生駒祐一郎氏



上郷の景観と水稲の圃場

※取材を希望される方は、生駒氏本人までご連絡をお願いいたします。

<参考>

- 「みどりの食料システム法」について
食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両方を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で、令和4年に制定・施行されました。
- 「いばらきみどり認定」について
「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用低減や温室効果ガスの排出低減などの環境負荷低減に向けた生産者や地域の取組を支援・促進するための認定制度です。
- 認定のメリットについて
認定者には次のようなメリットがあります。
 - ・設備投資の際の所得税・法人税の優遇
 - ・さまざまな国や県の補助金の採択での優遇 等

「Thank You! いばらき農業」

【問合せ先】

茨城県県央農林事務所 企画調整部門 振興・環境室
農業振興課 山野邊 義隆
TEL:029-221-3034 FAX:029-225-9254